

令和 4 年 第 2 回

さくら市議会臨時会議案書

# 付 議 事 件

第 2 回臨時会

番号	事 件 名	提案者	ページ
1	専決処分の承認を求めることについて（さくら市 税条例等の一部改正）	市 長	P 3
2	専決処分の承認を求めることについて（さくら市 都市計画税条例の一部改正）	”	P 7
3	専決処分の承認を求めることについて（さくら市 国民健康保険税条例の一部改正）	”	P 10
4	専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年 度さくら市一般会計補正予算（第 13 号））	”	P 12
5	令和 4 年度さくら市一般会計補正予算（第 1 号）	”	P 37
6	熟田小学校長寿命化改良工事請負契約について	”	P 41

## 議案第 1 号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

### 記

専決処分第 4 号 さくら市税条例等の一部を改正する条例

令和 4 年 5 月 19 日提出

さくら市長 花塚隆志

専決処分第 4 号

専決処分書

さくら市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 13 号

さくら市税条例等の一部を改正する条例

(さくら市税条例の一部改正)

第 1 条 さくら市税条例（平成 17 年さくら市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項第 1 号オ中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 155 号）附則第 13 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第 217 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第 73 条の 2 第 1 項中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第 73 条の 3 第 1 項中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第 10 条の 2 第 3 項中「附則第 15 条第 16 項」を「附則第 15 条第 15 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 23 項」を「附則第 15 条第 22 項」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 24 項第 1 号」を「附則第 15 条第 23 項第 1 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 24 項第 2 号」を「附則第 15 条第 23 項第 2 号」に改め、同条第 7

項中「附則第 15 条第 24 項第 3 号」を「附則第 15 条第 23 項第 3 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号」を「附則第 15 条第 24 項第 2 号」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号イ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号ロ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号ハ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号ニ」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号イ」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号ロ」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号ハ」に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号イ」に改め、同条第 18 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号ロ」に改め、同条第 19 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ」に改め、同条第 20 項中「附則第 15 条第 30 項」を「附則第 15 条第 29 項」に改め、同条第 21 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改め、同条第 22 項中「附則第 15 条第 35 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改め、同条第 23 項中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同条第 24 項中「附則第 15 条第 46 項」を「法附則第 15 条第 43 項」に改める。

附則第 10 条の 3 第 9 項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第 11 項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第 12 条第 1 項中「100 分の 5」の次に「（商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあっては、100 分の 2.5）」を加える。

（さくら市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 さくら市税条例等の一部を改正する条例（令和 3 年さくら市条

例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち、さくら市税条例第 48 条第 10 項の改正規定中「第 321 条の 8 第 60 項」を「第 321 条の 8 第 62 項」に、「同条第 60 項」を「同条第 62 項」に改め、同条第 16 項の改正規定中「第 321 条の 8 第 69 項」を「第 321 条の 8 第 71 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後のさくら市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 4 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 3 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

## 議案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 5 号 さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例

令和 4 年 5 月 19 日提出

さくら市長 花塚隆志

専決処分第 5 号

専決処分書

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 14 号

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例

さくら市都市計画税条例（平成 17 年さくら市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 16 項」を「附則第 15 条第 15 項」に改める。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改める。

附則第 7 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 35 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改める。

附則第 8 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改める。

附則第 10 項中「100 分の 5」の次に「(商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあっては、100 分の 2.5)」を加える。

附則第 17 項中「第 15 項から第 19 項まで、第 21 項、第 22 項、第 26 項、第 29 項、第 33 項から第 35 項まで、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項若しくは第 43 項」を「第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 40 項若



しくは第 44 項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさくら市都市計画税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 3 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

## 議案第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 3 号 さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和 4 年 5 月 19 日提出

さくら市長 花塚隆志

専決処分第 3 号

専決処分書

さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 12 号

さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さくら市国民健康保険税条例（平成 17 年さくら市条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「63 万円」を「65 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「19 万円」を「20 万円」に改める。

第 21 条第 1 項中「63 万円」を「65 万円」に、「19 万円」を「20 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後のさくら市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議案第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 2 号 令和 3 年度さくら市一般会計補正予算（第 13 号）

令和 4 年 5 月 19 日提出

さくら市長 花塚 隆志

専決処分第 2 号 専決処分書

令和 3 年度さくら市一般会計補正予算（第 13 号）

令和 3 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 13 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 4,885 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 228 億 2,646 万 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 4 年 3 月 31 日

さくら市長 花塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
2 地 方 譲 与 税	
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税
	3 森 林 環 境 譲 与 税
3 利 子 割 交 付 金	
	1 利 子 割 交 付 金
4 配 当 割 交 付 金	
	1 配 当 割 交 付 金
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金
6 法 人 事 業 税 交 付 金	
	1 法 人 事 業 税 交 付 金
7 地 方 消 費 税 交 付 金	
	1 地 方 消 費 税 交 付 金
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金
9 環 境 性 能 割 交 付 金	
	1 環 境 性 能 割 交 付 金
10 地 方 特 例 交 付 金	
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金
11 地 方 交 付 税	
	1 地 方 交 付 税
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金
16 県 支 出 金	
	3 委 託 金
17 財 産 収 入	
	2 財 産 売 払 収 入
18 寄 附 金	
	1 寄 附 金
21 諸 収 入	
	4 雑 入

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
198,000	15,788	213,788
50,000	3,295	53,295
140,000	12,381	152,381
8,000	112	8,112
4,000	△698	3,302
4,000	△698	3,302
20,000	14,017	34,017
20,000	14,017	34,017
10,000	29,353	39,353
10,000	29,353	39,353
30,000	44,890	74,890
30,000	44,890	74,890
900,000	160,466	1,060,466
900,000	160,466	1,060,466
80,000	5,302	85,302
80,000	5,302	85,302
10,000	11,869	21,869
10,000	11,869	21,869
61,827	99,825	161,652
1,000	99,825	100,825
3,120,178	39,631	3,159,809
3,120,178	39,631	3,159,809
5,429	△102	5,327
5,429	△102	5,327
1,341,673	△1,497	1,340,176
105,925	△1,497	104,428
135,770	23,320	159,090
819	23,320	24,139
80,007	2,207	82,214
80,007	2,207	82,214
1,734,447	16,887	1,751,334
228,166	16,887	245,053

款	項
22 市 債	1 市 債
歲 入	合 計



補正前の額	補正額	計
1,756,145	△12,400	1,743,745
1,756,145	△12,400	1,743,745
22,377,610	448,858	22,826,468

歳 出

款		項	
2 総務費		1 総務管理費	
4 衛生費		2 清掃費	
6 農林水産業費		1 農業費	
		2 林業費	
8 土木費		1 土木管理費	
		2 道路橋梁費	
9 消防費		1 消防費	
10 教育費		1 教育総務費	
		5 社会教育費	
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,172,268	394,634	3,566,902
2,766,132	394,634	3,160,766
1,640,669	0	1,640,669
555,129	0	555,129
578,141	20,478	598,619
563,258	20,000	583,258
14,883	478	15,361
1,953,361	0	1,953,361
149,808	0	149,808
823,112	0	823,112
780,933	0	780,933
780,933	0	780,933
2,746,033	33,746	2,779,779
606,627	0	606,627
458,239	33,746	491,985
22,377,610	448,858	22,826,468

第2表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農道整備事業費	千円 26,600	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては当該 見直し後 の利率と する。)	政府資金に ついては、そ の融資条件に より、銀行そ 他の場合には その債権者 と協定するも のによる。た だし、市財政 の都合により 据置期間及び 償還期限を延 長し、短縮 し、若しくは 繰上償還、又 は借換えする ことができる。	千円 25,400	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
急傾斜地崩壊対策事業費	10,000				6,400			
市道整備事業費	280,800				277,000			
消防ポンプ自動車整備事業費	13,300				11,500			
消防施設整備事業費	29,800				28,400			
氏家公民館空調改修事業費	55,800				55,200			

令和3年度さくら市一般会計補正予算  
(第13号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款	補正前の額
2 地方譲与税	198,000
3 利子割交付金	4,000
4 配当割交付金	20,000
5 株式等譲渡所得割交付金	10,000
6 法人事業税交付金	30,000
7 地方消費税交付金	900,000
8 ゴルフ場利用税交付金	80,000
9 環境性能割交付金	10,000
10 地方特例交付金	61,827
11 地方交付税	3,120,178
12 交通安全対策特別交付金	5,429
16 県支出金	1,341,673
17 財産収入	135,770
18 寄附金	80,007
21 諸収入	1,734,447
22 市債	1,756,145
歳入合計	22,377,610

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
15,788	213,788	
△698	3,302	
14,017	34,017	
29,353	39,353	
44,890	74,890	
160,466	1,060,466	
5,302	85,302	
11,869	21,869	
99,825	161,652	
39,631	3,159,809	
△102	5,327	
△1,497	1,340,176	
23,320	159,090	
2,207	82,214	
16,887	1,751,334	
△12,400	1,743,745	
448,858	22,826,468	

歳出

款			補正前の額	補正額
2	総務費		3,172,268	394,634
4	衛生費		1,640,669	0
6	農林水産業費		578,141	20,478
8	土木費		1,953,361	0
9	消防費		780,933	0
10	教育費		2,746,033	33,746
歳出合計			22,377,610	448,858



(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
3,566,902	△1,497		31,320	364,811	
1,640,669			6,181	△6,181	
598,619		△1,200		21,678	
1,953,361		△7,400	△102	7,502	
780,933		△3,200		3,200	
2,779,779		△600	2,706	31,640	
22,826,468	△1,497	△12,400	40,105	422,650	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
2	地方譲与税	198,000	15,788	213,788
	1 地方揮発油譲与税	50,000	3,295	53,295
		1 地方揮発油譲与税	50,000	3,295
	2 自動車重量譲与税	140,000	12,381	152,381
		1 自動車重量譲与税	140,000	12,381
	3 森林環境譲与税	8,000	112	8,112
1 森林環境譲与税		8,000	112	8,112

3	利子割交付金	4,000	△698	3,302
	1 利子割交付金	4,000	△698	3,302
		1 利子割交付金	4,000	△698

4	配当割交付金	20,000	14,017	34,017
	1 配当割交付金	20,000	14,017	34,017
		1 配当割交付金	20,000	14,017

5	株式等譲渡所得割交付金	10,000	29,353	39,353
	1 株式等譲渡所得割交付金	10,000	29,353	39,353
		1 株式等譲渡所得割交付金	10,000	29,353

6	法人事業税交付金	30,000	44,890	74,890
	1 法人事業税交付金	30,000	44,890	74,890
		1 法人事業税交付金	30,000	44,890

7	地方消費税交付金	900,000	160,466	1,060,466
	1 地方消費税交付金	900,000	160,466	1,060,466
		1 地方消費税交付金	900,000	160,466

8	ゴルフ場利用税交付金	80,000	5,302	85,302
---	------------	--------	-------	--------

2 地方譲与税  
(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 地方揮発油譲与税	3,295	地方揮発油譲与税	3,295
1 自動車重量譲与税	12,381	自動車重量譲与税	12,381
1 森林環境譲与税	112	森林環境譲与税	112

1 利子割交付金	△698	利子割交付金	△698

1 配当割交付金	14,017	配当割交付金	14,017

1 株式等譲渡所得割交付金	29,353	株式等譲渡所得割交付金	29,353

1 法人事業税交付金	44,890	法人事業税交付金	44,890

1 地方消費税交付金	160,466	地方消費税交付金 社会保障財源交付金	17,478 142,988

--	--	--	--

款		項	目	補正前の額	補正額	計
	1	ゴルフ場利用税交付金		80,000	5,302	85,302
		1 ゴルフ場利用税交付金		80,000	5,302	85,302
9		環境性能割交付金		10,000	11,869	21,869
	1	環境性能割交付金		10,000	11,869	21,869
		1 環境性能割交付金		10,000	11,869	21,869
10		地方特例交付金		61,827	99,825	161,652
	2	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金		1,000	99,825	100,825
		1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金		1,000	99,825	100,825
11		地方交付税		3,120,178	39,631	3,159,809
	1	地方交付税		3,120,178	39,631	3,159,809
		1 地方交付税		3,120,178	39,631	3,159,809
12		交通安全対策特別交付金		5,429	△102	5,327
	1	交通安全対策特別交付金		5,429	△102	5,327
		1 交通安全対策特別交付金		5,429	△102	5,327
16		県支出金		1,341,673	△1,497	1,340,176
	3	委託金		105,925	△1,497	104,428
		1 総務費委託金		104,314	△1,497	102,817
17		財産収入		135,770	23,320	159,090
	2	財産売払収入		819	23,320	24,139
		1 不動産売払収入		0	23,320	23,320

節		説明	
区分	金額		
1 ゴルフ場利用税交付金	5,302	ゴルフ場利用税交付金	5,302
1 環境性能割交付金	11,869	環境性能割交付金	11,869
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	99,825	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	99,825
1 地方交付税	39,631	特別交付税 震災復興特別交付税	39,639 △8
1 交通安全対策特別交付金	△102	交通安全対策特別交付金	△102
1 総務管理費委託金	△1,497	市町村総合交付金	△1,497
3 藤原部分林立木売払収入	23,320	藤原部分林立木売払収入	23,320

款		項	目	補正前の額	補正額	計
18			寄附金	80,007	2,207	82,214
	1		寄附金	80,007	2,207	82,214
			1 一般寄附金	3	2,137	2,140
			2 教育費寄附金	4	70	74

21			諸収入	1,734,447	16,887	1,751,334
	4		雑入	228,166	16,887	245,053
			2 雑入	228,161	16,887	245,048

22			市債	1,756,145	△12,400	1,743,745
	1		市債	1,756,145	△12,400	1,743,745
			4 農林水産業債	26,600	△1,200	25,400
			5 土木債	290,800	△7,400	283,400
			6 消防債	43,100	△3,200	39,900
			7 教育債	355,800	△600	355,200

節		説明	
区分	金額		
1 一般寄附金	2,137	早乙女桜並木再整備募金	2,137
4 社会教育費寄附金	70	ミュージアム寄附金	70

1 総務費雑入	16,887	栃木県市町村振興協会交付金 栃木県市町村振興協会コロナ対策臨時交付金	2,706 14,181

1 農道整備事業債	△1,200	農道整備事業費	△1,200
1 急傾斜地崩壊対策事業債	△3,600	急傾斜地崩壊対策事業費	△3,600
2 市道整備事業債	△3,800	市道整備事業費	△3,800
1 消防施設整備事業債	△3,200	消防ポンプ自動車整備事業費 消防施設整備事業費	△1,800 △1,400
3 氏家公民館空調改修事業債	△600	氏家公民館空調改修事業費	△600

### 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
2	総務費	3,172,268	394,634	3,566,902	△1,497		31,320	364,811
1	総務管理費	2,766,132	394,634	3,160,766	△1,497		31,320	364,811
	5 財産管理費	198,740	23,320	222,060			23,320	
	7 企画費	311,616	28,877	340,493	△1,497		8,000	22,374
	8 基金費	396,807	342,437	739,244				342,437

4	衛生費	1,640,669	0	1,640,669			6,181	△6,181
	2 清掃費	555,129	0	555,129			6,181	△6,181
	1 清掃総務費	555,129	0	555,129			6,181	△6,181

6	農林水産業費	578,141	20,478	598,619		△1,200		21,678	
	1	農業費	563,258	20,000	583,258		△1,200		21,200
		5 農地費	169,540	0	169,540		△1,200		1,200
		7 農業構造改善費	142,719	20,000	162,719				20,000
	2	林業費	14,883	478	15,361				478
		1 林業費	14,883	478	15,361				478

8	土木費	1,953,361	0	1,953,361		△7,400	△102	7,502	
	1	土木管理費	149,808	0	149,808		△3,600		3,600
		1 土木総務費	149,808	0	149,808		△3,600		3,600
	2	道路橋梁費	823,112	0	823,112		△3,800	△102	3,902
		1 道路維持費	329,924	0	329,924		△2,400	△102	2,502
		2 道路建設改良費	336,132	0	336,132		600		△600



2 総務費  
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
24 積立金	23,320	○財産管理事務 基金積立金 23,320 23,320
24 積立金	28,877	○総合政策課庶務事務 基金積立金 7,238 7,238 ○桜の郷づくり事業 基金積立金 21,639 21,639
24 積立金	342,437	○基金積立事業 基金積立金 342,437 342,437

		(財源更正)

		(財源更正)
24 積立金	20,000	○総合交流ターミナル施設維持管理事業 基金積立金 20,000 20,000
24 積立金	478	○森林経営管理制度事業 基金積立金 478 478

		(財源更正)
		(財源更正)
		(財源更正)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 橋梁維持費	157,056	0	157,056		△2,000		2,000

9		消防費	780,933	0	780,933		△3,200		3,200
	1	消防費	780,933	0	780,933		△3,200		3,200
		1 非常備消防費	61,159	0	61,159		△1,800		1,800
		2 消防施設費	685,888	0	685,888		△1,400		1,400

10		教育費	2,746,033	33,746	2,779,779		△600	2,706	31,640
	1	教育総務費	606,627	0	606,627			△4,294	4,294
		2 事務局費	447,764	0	447,764			△4,294	4,294
	5	社会教育費	458,239	33,746	491,985		△600	7,000	27,346
		1 社会教育総務費	100,284	0	100,284			2,500	△2,500
		6 公民館費	125,254	0	125,254		△600		600
	8 博物館費	93,279	33,746	127,025			4,500	29,246	

節		説明
区分	金額	
		(財源更正)
		(財源更正)
		(財源更正)
		(財源更正)
		(財源更正)
		(財源更正)
24 積立金	33,746	○博物館作品購入等事業 基金積立金
		33,746 33,746

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額 (A)	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額 (A+B-C)
			起債見込額 (B)	元金償還見込額 (C)	
1 普通債	14,029,164	13,611,863	1,687,845	1,724,470	13,575,238
(1) 総務	5,689,486	5,816,991	993,745	693,472	6,117,264
(2) 民生	435,948	372,104	23,900	74,442	321,562
(3) 衛生	330,697	329,659	22,200	26,263	325,596
(4) 農林水産	674,483	602,766	25,400	89,162	539,004
(5) 商工	0	33,800	58,300	1,690	90,410
(6) 土木	2,920,992	2,711,951	260,700	397,129	2,575,522
(7) 消防	702,831	623,324	28,400	83,941	567,783
(8) 教育	3,274,727	3,121,268	275,200	358,371	3,038,097
2 災害復旧費	69,032	90,594	0	1,601	88,993
(1) 公共土木施設	29,557	41,944	0	1,176	40,768
(2) 農林水産業施設	39,475	48,650	0	425	48,225
(3) その他公共施設	0	0	0	0	0
合 計	14,098,196	13,702,457	1,687,845	1,726,071	13,664,231

議案第 5 号

令和 4 年度さくら市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 4 年 5 月 19 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

第 1 表 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
給食センター建設事業（設計業務）	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	40,000

令和4年度さくら市一般会計補正予算  
(第1号) に関する説明書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国・県	地方債	その他	
4-給食センター建設事業（設計業務）	40,000			令和4年度 令和5年度	40,000		30,000		10,000



## 議案第 6 号

### 熟田小学校長寿命化改良工事請負契約について

令和 4 年 4 月 27 日条件付き一般競争入札に付した熟田小学校長寿命化改良工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、さくら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 55 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 熟田小学校長寿命化改良工事                                     |
| 2 契約の方法  | 条件付き一般競争入札  |
| 3 契約金額   | 253,550,000 円                                     |
| 4 契約の相手方 | 栃木県さくら市氏家 2895 番地 2<br>株式会社 エイシン建設<br>代表取締役 長島 久登 |

令和 4 年 5 月 19 日提出

さくら市長 花塚隆志